

商法部（商標，特許及び意匠）
（ナイジェリア）
（指定官庁又は選択官庁）

目 次

国内段階－概要	収録済
国内段階の手続	情報は現在準備中

指定（又は選択）官庁 NG	商法部（商標，特許及び意匠） （ナイジェリア） 国内段階に入るための要件の概要	概要 NG
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には，最初に提出したもの・補正されたものの双方，及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらの要素のいずれかが補正された場合には，国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
国際出願の写しを要求されるか？	されない	
国内手数料 ¹	通貨：ナイジェリア・ナイラ（NGN） 出願手数料 …………… NGN 13,000	
国内手数料の免除，割引又は払い戻し	なし	
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ²	代理人の選任 国際出願日の後に出願人の名称変更があり，その旨が国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）に反映されていない場合には，当該変更を証明する書類 発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には，発明者の氏名及びあて名 ³ 国際出願の翻訳文2通	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続するための登録がされている弁理士又は特許代理人	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされなかった場合，国内官庁は通知に定めた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。